

重要事項調査依頼書				
当社は、宅地建物取引業法第35条第1項第6号、同法施行規則第16条の2の定めにより下記マンションの重要事項について、必要経費を添えて貴社に調査を依頼致します。				
調査依頼年月日		令和 年 月 日		
宅地建物取引業者	会社名			
	所在地	〒		
	電話番号		FAX番号	
	免許番号	国土交通大臣・知事()第 号		
	依頼者	所属部課		
		ふりがな		
氏名				
調査依頼物件	名称			
	所在地			
	売却依頼主	住戸番号	号室	
		氏名		
引渡予定日	令和 年 月 日			
調査依頼項目 (税込み表示)	必要事項に チェックを して下さい	<input type="checkbox"/> 重要事項調査報告書(11,000円) <input type="checkbox"/> 管理規約(3,300円)		
		<input type="checkbox"/> 長期修繕計画表(2,200円) <input type="checkbox"/> 総会議案書(2,200円)		
		<input type="checkbox"/> 販売時パンフレット写し(2,200円) <input type="checkbox"/> 総会議事録(1,100円)		
		※パンフレットの有無はお電話にてご確認ください		
		【合計金額】 円		

振込票貼付欄 兼 各種ご案内	
<h1>振込票貼付欄</h1>	
1. 調査依頼方法	本重要事項調査依頼書に作成手数料の振込票を貼付の上、FAX送信下さい。FAX受信後、入金確認をもって正式な受付とさせていただきます。
2. 受付時間	月曜日～金曜日(祝祭日除く)の9:00～17:00
3. 調査報告	受付日の翌々営業日に普通郵便にて発送いたします。 重要事項調査報告書をFAXご希望の場合はお申し出下さい。
4. 手数料振込先	横濱銀行 反町支店 普通口座6069761 新日本住管株式会社 ※振込手数料は貴社にてご負担下さい。 ※振込票をもって領収書に代えさせていただきます。
マンション管理部	
[] []	